

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市屋外スポーツ施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市屋外スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市屋外スポーツ施設条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>一般</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> </tr> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 略</p> <p>盛岡市屋外スポーツ施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>一般</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> </tr> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者
区分	一般	高等学校生徒以下の者					
区分	一般	高等学校生徒以下の者					

改正後				改正前			
盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)	900円	450円	盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)	600円	300円
	屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)	1,800円	900円		屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)	1,200円	600円
盛岡市立松園テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	900円	450円	盛岡市立松園テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	600円	300円
盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	750円	220円	盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	450円	150円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円
盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	450円	150円	盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	300円	100円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	450円	150円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円
盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料		盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料	
盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から	1,260円	630円	盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から	840円	420円

改正後				改正前				
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）	午後9時まで		午後9時まで		午前9時から午後4時まで		
		午前9時から午後4時まで	2,190円	1,090円		1,460円	730円	
		開設期間中	15,750円	11,020円		10,500円	7,350円	
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）		4,000円	2,000円	盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）	4,000円	2,000円

**備考**

1 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。

2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立綱取スポーツセンター（運動広場に限る。）、盛岡市立東中野運動広場（運動広場に限る。）又は盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

(2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

区分				一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	460円 220円
				1日までごとに	3,000円 1,500円
		その他の日		1時間までごとに	310円 150円
				1日までご	2,010円 1,000円

改正後				改正前				
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）	午後9時まで		午後9時まで		午前9時から午後4時まで		
		午前9時から午後4時まで	2,190円	1,090円		1,460円	730円	
		開設期間中	15,750円	11,020円		10,500円	7,350円	
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）		4,000円	2,000円	盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）	4,000円	2,000円

**備考** 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合は、表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。

(2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

区分				一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	310円 150円
				1日までごとに	2,000円 1,000円
		その他の日		1時間までごとに	210円 100円
				1日までご	1,340円 670円

改正後						改正前						
盛岡 市立 好摩	料金を徴 収する場 合	アマチュ ア競技に 使用する 場合	とに			とに						
			その他の 催しに使 用する場 合	土曜日及 び休日	1時間まで ごとに	2,040円	その他の 催しに使 用する場 合	土曜日及 び休日	1時間まで ごとに	1,360円		
					1日までご とに	13,090円			1日までご とに	8,730円		
				その他の 日	1時間まで ごとに	1,570円		その他の 日	1時間まで ごとに	1,050円		
		料金を徴 収する場 合	アマチュ ア競技に 使用する 場合	土曜日及 び休日	1日までご とに	12,090円	6,040円		1日までご とに	6,720円		
				その他の 日	1時間まで ごとに	1,260円	630円		1時間まで ごとに	1,260円	630円	
	その他の 催しに使 用する場 合				1日までご とに	8,040円	4,020円		1日までご とに	8,060円	4,030円	
			土曜日及 び休日	使用する日ごとにその日の最高 入場料の100人分に相当する額 (その額が94,500円に満たない 場合は、94,500円)			その他の 催しに使 用する場 合	土曜日及 び休日	使用する日ごとにその日の最高 入場料の100人分に相当する額 (その額が63,000円に満たない 場合は、63,000円)			
			その他の 日	使用する日ごとにその日の最高 入場料の100人分に相当する額 (その額が78,750円に満たない 場合は、78,750円)				その他の 日	使用する日ごとにその日の最高 入場料の100人分に相当する額 (その額が52,500円に満たない 場合は、52,500円)			
	料金を徴 収しない 場合	個人使用の場合 (1)	アマチュア競技に 使用する場合	1時間まで ごとに	310円	150円	盛岡 市立 好摩	料金を徴 収しない 場合	アマチュア競技に 使用する場合	210円	100円	
				1時間まで	150円	70円			個人使用の場合 (1)	1時間まで	100円	50円

改正後						改正前					
相撲場		人につき)	ごとに					人につき)	ごとに		
		その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		460円			その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円
		料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	940円			料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	630円
		その他の催しに使用する場合	使用する日ごとにその日の最高入場料の50人分に相当する額 (その額が39,370円に満たない場合は、39,370円)					その他の催しに使用する場合	使用する日ごとにその日の最高入場料の50人分に相当する額 (その額が26,250円に満たない場合は、26,250円)		310円
盛岡市立好摩	料金を徴収しない場合	1面につき1時間までごとに		580円	290円	盛岡市立好摩	料金を徴収しない場合	1面につき1時間までごとに		520円	260円
テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき1時間までごとに		1,760円	880円	テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき1時間までごとに		1,560円	780円

#### 備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立玉山運動場又は盛岡市立好摩相撲場を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用者が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。

#### 備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

改正後	改正前
<p>(3) 附属設備を使用する場合の使用料</p> <p>ア 拡声装置 1日につき1,500円</p> <p>イ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額</p> <p>ウ 盛岡市立太田テニスコートのシャワー室 実費の範囲内で市長の定める額</p>	<p>(3) 附属設備を使用する場合の使用料</p> <p>ア 拡声装置 1日につき1,000円</p> <p>イ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額</p> <p>ウ 盛岡市立太田テニスコートのシャワー室 実費の範囲内で市長の定める額</p>